平成２３年（フ）第１１８８号
名古屋市港区稲永２丁目４番１―212号　港南荘
債務者　長岡さゆり
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５５号
名古屋市南区桜本町112番地　桜台コーポ203号
債務者　榎本　俊樹
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７号
兵庫県豊岡市竹野町和田108番地の２　市営太田住宅３－２号室
債務者　土生田和雄
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
北海道小樽市高島５丁目９番546号　市営高島団地、前住所北海道虻田郡倶知安町南６条東２丁目３番地　小中谷ＡＰ２Ｆ
債務者　大村　　稔
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第８５号
北海道苫小牧市柏木町６丁目８番８号
債務者　冨澤　寛子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９９号
北海道苫小牧市木場町２丁目20番10号　ベルルーアプロム103号
債務者　山本　和弘
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４６７号
仙台市太白区中田町字鎌ケ淵84番地の２　セザール第二南仙台201
債務者　花井　和美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４８８号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目35番地12
債務者　浅野　香織
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５２５号
仙台市泉区鶴が丘２丁目19番地の18
債務者　熊谷ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
秋田市茨島７丁目16番８号
債務者　森元　　聡
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７号
秋田市金足堀内字堀内82番地５
債務者　伊藤　留美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０４号
秋田市下北手松崎字大巻34番地　県営松崎住宅Ｒ10―208
債務者　嶋﨑　一樹
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０７号
秋田市保戸野原の町３番13号
債務者　佐藤　久徳
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１７号
秋田市土崎港南１丁目１番22号
債務者　金子　慎也
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１号
秋田県由利本荘市薬師堂字深持44番地12
債務者　佐々木由希子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第２６号
秋田県由利本荘市川口字八幡前17番地４
債務者　三舩　幸雄
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第４５号
茨城県行方市行戸902番地
債務者　櫻井のぞみ（旧姓室）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部